

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月27日

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 及川 幸子

（別紙）

## 1 はじめに

本監査は、南三陸町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関し、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

## 2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山孝明

南三陸町監査委員 及川幸子

## 3 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 4 監査の対象とした事項

- (1) 令和5年度第3四半期までの間の予算の執行状況
- (2) 委託業務の契約状況
- (3) 土地等の貸借に係る契約状況
- (4) 取得した備品の契約状況及び備品台帳の整備状況
- (5) 出勤簿等の処理状況

## 5 監査の着眼点

### (1) 共通事項

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか
- イ 事務処理は、関係法令等に違反していないか
- ウ 関係書類及び帳簿等は適正に整備されているか

### (2) 個別事項

#### ア 委託業務関係事務

- ① 委託業務に関する事務手続は適正か
- ② 委託料の算定根拠は明確か
- ③ 委託業務完了後の履行確認は適正になされているか

#### イ 貸借関係事務

- ① 貸借契約に関する事務手続は適正か
- ② 貸借期間、賃借料その他契約内容は適正か
- ③ 貸借物件は、その目的に沿って使用されているか

ウ 備品取得関係事務

- ① 備品の取得等に関する事務手続は適正か
- ② 備品台帳は適正に整備されているか

エ 予算の執行状況

歳入歳出予算の執行は適正になされているか

## 6 監査の実施内容

### (1) 監査の期間

令和6年1月25日(木)～令和6年2月26日(月)

### (2) 監査対象課

全ての課等

### (3) 監査の方法

各所管課等に提出を求めた各種資料に基づき、令和5年度における各所管課等の予算の執行状況等について必要な調査を行うとともに、各所管課長等から業務の実施状況等を聴取した。

また、委託業務、貸借関係事務、備品取得関係事務及び出勤簿等の事務処理に関しては、監査を行う対象及び業務等を抽出し、当該業務等に関する書類の提出を求め、監査委員として書類監査を実施するとともに、監査委員事務局職員をして一部予備監査を行わせたものについて監査委員において指摘すべき事実を確認し、その後、各所管課長等から事情を聴取した。

## 7 監査の結果

### (1) 令和5年度予算の執行状況等

予算の執行状況等について、各所管課長等から聴取した結果、事業はおおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 委託業務関係事務

委託事務手続及び関係書類の整備等については、おおむね適正であると認められたが、複数の課等において、委託契約に係る意思決定手続に不備が認められたことから、これを指摘し、法令に準拠した事務手続を徹底されるよう申し伝えた。

なお、全体を通して軽微と判断される事務手続上の不備等も散見された。これらについては、注意し、今後の適正な事務執行に留意されるよう申し伝えた。

(3) 貸借関係事務

契約関係事務等については、おおむね適正に行われているものと認められた。

(4) 備品取得関係事務

取得事務手続については、おおむね適正に行われているものと認められたが、軽微と判断される事務手続上の不備も散見された。これらについては、注意し、今後の適正な事務執行に留意されるよう申し伝えた。

(5) 出勤簿等の処理状況

令和5年の処理状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。

今回の監査では、委託業務関係事務において、事務手続上の不備や組織として事務の改善が必要と思われること等については、複数の課等にわたって指摘し、これらの具体について及び貸借関係事務並びに備品取得関係事務に係る指摘のうち複数の課等の事務にも関わると思われるものについては、行政管理課に対し全庁的なガバナンスの確立を求めるための指摘を行った。

なお、今回、監査の対象とした委託業務等については、別紙として本報告書の末尾に添付した。

## 8 結び

各所管課等の事業の進捗状況及び事務執行について、聴き取り調査及び書類審査を実施し、業務が効率的及び法令に適合し正確に行われているかを主眼に監査を実施した。

事業の進捗状況については順調に推移しており問題はないと考えられるが、年度末に向けてなお一層、管理体制に意を用いてもらいたい。

書類審査では、委託業務、使用料及び賃借料、備品購入等について審査を実施したが、業務の取り組みから契約までの事務執行に手続上の単純なミスが多く散見された。

同種の基本的な見落としによるミスであり、組織及び職員全体で法令や基準に対する基本的な取り組みがなお必要と考える。軽微なミスでも放置しておくことで重大なミスにつながる危険性も考えられることから、職員一人一人が事務執行に対し基本に基づき忠実に執行する体制を構築されるよう望み、結びとする。

## 1 委託業務

委託業務名	委託先	契約方法	委託料の額	所管課等
南三陸町移住・定住総合支援業務	株式会社P a l l e t	随意契約	16,170,000円	企画課
志津川交流拠点地区事業効果分析調査業務	ランドブレイン株式会社 仙台事務所	指名競争入札	5,038,000円	企画課
令和5年度地域情報発信等業務	一般社団法人南三陸研修センター	随意契約	6,677,000円	企画課
南三陸町第3次総合計画策定支援業務委託	ランドブレイン株式会社 仙台事務所	指名競争入札	8,778,000円	企画課
令和5年度南三陸みらい創生塾運営業務	株式会社ユーメディア	指名競争入札	1,197,900円	企画課
南三陸町国民健康保険第3期データヘルス計画策定等支援業務	株式会社データホライゾン	随意契約	4,070,000円	町民税務課
シロサケふ化放流業務	志津川淡水漁業協同組合	随意契約	11,228,800円	農林水産課
南三陸町地方卸売市場高度衛生管理業務	宮城県漁業協同組合	随意契約	2,986,500円	農林水産課
種同定委託業務	みちのくベントス研究所	随意契約	220,000円	自然環境活用センター
水道ビジョン・アセットマネジメント策定業務	株式会社東洋設計事務所 東北支所	指名競争入札	11,990,000円	上下水道事業所
下水道事業公営企業会計支援業務	株式会社ぎょうせい	随意契約	5,333,680円	上下水道事業所
令和4年度農地台帳システムデータ更新等業務	株式会社パスコ 仙台支店	随意契約	2,310,000円	農業委員会事務局

## 2 使用料及び賃借料

用途	契約期間	使用料・賃借料	契約者	所管課等
防災行政無線パンザマスト用地	契約日から用途廃止まで	0円／	－（震災により書類流失）	総務課
職員宿舎	R5. 7. 1～R7. 6. 30	56,650円／月	東建ビル管理株式会社 代表取締役 左右田 善猛	総務課
廃棄物処分用地	R5. 4. 1～R6. 3. 31	82,990円／年	個人	環境対策課
学校用地 （名足小学校）	R5. 4. 1～R10. 3. 31	410,956円／年	個人	教育委員会 事務局

## 3 備品

品名	数量	金額	納品年月日	所管課等
健康診査備品 ビジョンスクリーナー	1	943,800円	R5. 9. 14	保健福祉課
トレッキングカウンター	1	433,840円	R5. 1. 31	商工観光課
製氷機	1	508,200円	R5. 2. 21	商工観光課
水陸両用車いす （モビチェア）	1	349,800円	R5. 7. 5	商工観光課